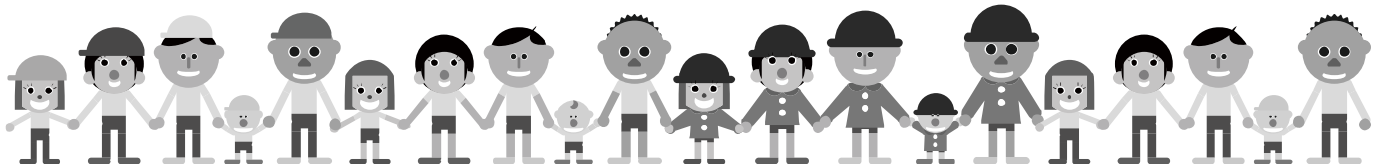


平成30年度 入園のしおり

えんこうじまいくえん

entsuji nursery school

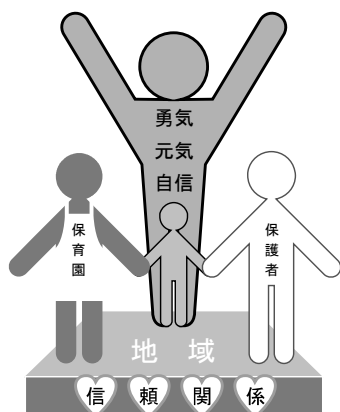
認定こども園 円通寺保育園 ホームページ ekodomo.net
〒441-8157 豊橋市上野町字上原101番地1
TEL 0532-45-5256 FAX 0532-47-4267



園の概要

園の特色

心広く穏やかに、力強くたくましく、自然に無理なく子育てができる場所。Generous Energetic Natural Kids Station. キャッチフレーズを元氣ッズ [GENKIDS]ステーション[STATION]として、子育てサポートをしています。



保護者、地域のみなさんとともに、“勇氣・元氣・自信”に満ち溢れる子どもたちを育てています。



本園は、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭、保育教諭、保育士、各クラスリーダーと職員が、子どものより良い育ちを見つめながら教育・保育をしています。また、調理員は、栄養バランスの良い献立を考え、アレルギーの子どもにも除去や代替の美味しい給食を作っています。

通常は学年年齢別の教育・保育を行っていますが、異年齢児混合クラスでの交流も行っています。

遊びを基本とした専門講師によるサッカー、英語、ダンスを保育に取り入れ、いろいろな分野での体験を通して、子どものより良い育ちをサポートしています。

又、近くの保育園との交流の機会を持ち、年間で計画を立てて、それぞれの園で遊んだり、公園に集合して一緒に運動遊びをしたりして、交流を深めています。

地域の子育て支援事業として、毎週土曜日の園庭開放と、毎月平日1回の「元氣ッズステーション」を行っています。

未就園の子どもゆとりある遊び場として、又、子育てをしている保護者の相談の場になっています。

又、近くの高齢者入居施設のお年寄りや地域のお年寄りと親睦を深めています。

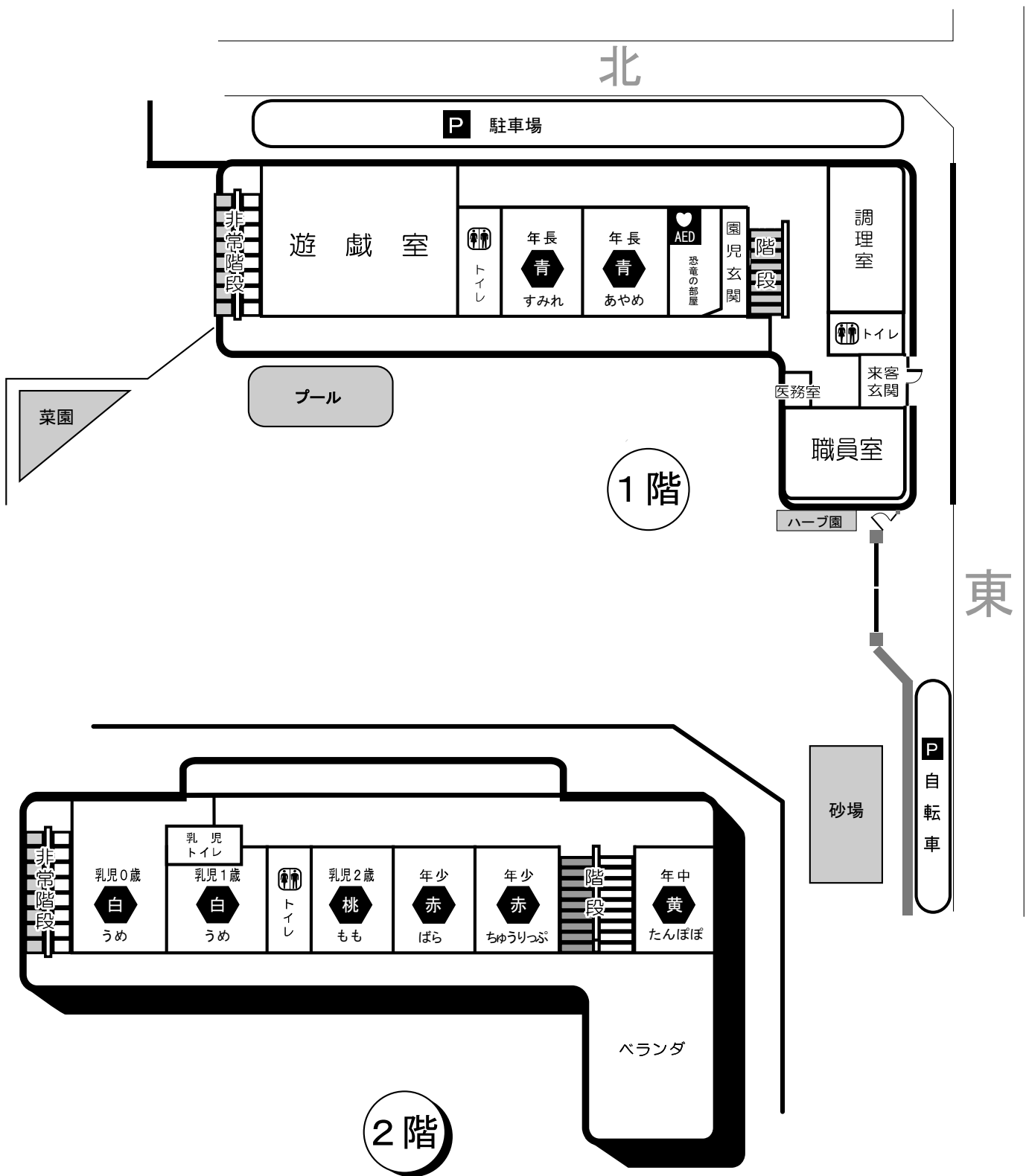


園児数 定員 190名

・年長児 ・年中児 ・年少児 ・2歳児 ・1歳児 ・0歳児

職員

園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭・保育教諭・保育士・調理員・その他



◎ 2. 3号認定

1. 開園

①日にち

- ・日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始(12/29~1/3)を除く毎日

②時間

- ・平日 午前7時20分~午後6時00分 土曜日 午前7時20分~午後2時00分

2. 通常時間保育と長時間保育

①通常時間保育

- ・平日 午前8時00分~午後4時15分 ・土曜日 午前8時00分~午後0時30分

②長時間保育

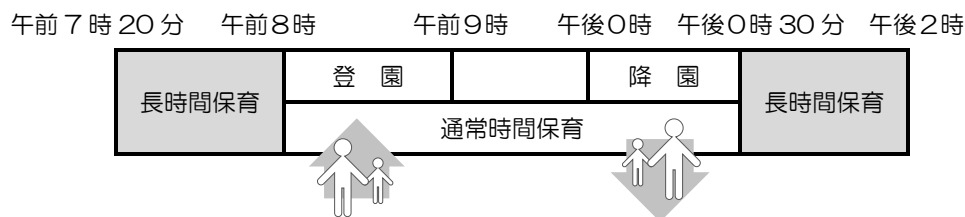
- ・平日 午前7時20分~午前8時00分 午後4時15分~午後6時00分
- ・土曜日 午前7時20分~午前8時00分 午後0時30分~午後2時00分

3. 登園と降園

①平日



②土曜



※ 保育認定が保育短時間認定の方は、お迎えが午後4時15分を超えますと、1人につき1回150円の延長保育利用料が必要となります。

◎ 1号認定

4. 開園

①日にち

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、
夏季休園日(8月5日~18日)、冬季休園日(12月24日~1月6日) 春季休園日(3月25日~
入園式の日の前日)を除く毎日

②時間

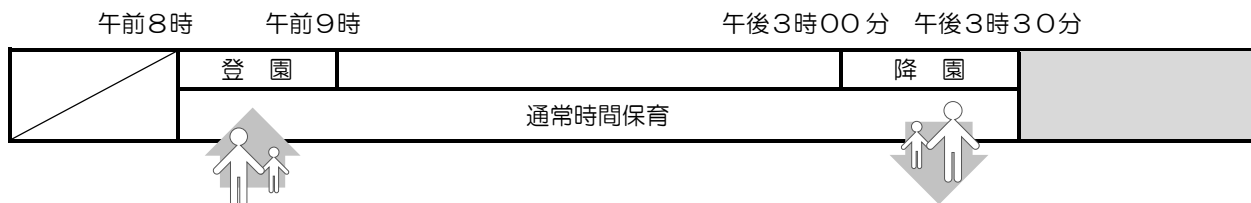
- ・平日 午前8時00分~午後3時30分

5. 教育時間

- ・平日 午前8時00分~午後3時30分

6. 登園と降園

・平日



※ 1号認定の方は、**預かり保育**を利用した場合、**利用料が必要**となります。

・お迎えが午後3時30分を超え午後4時15分までは、1人につき1回400円、さらにお迎えが午後4時15分を超え午後6時までは、1人につき1回150円の預かり保育利用料がプラスとなります。

7、送迎

①送迎者

- ・園の児童票に記載された方に限る。
- ・小中学生は不可。

②駐車場

- ・園舎北側①・②（軽自動車専用）
- ・白・桃組（0～2歳児）の保護者、校区外居住の保護者優先。

③駐輪場

- ・園舎東コンクリートフェンス前。

④出入口

- ・車での送迎の方は、来客玄関から。
- ・徒歩、自転車で送迎の方は、小門から。

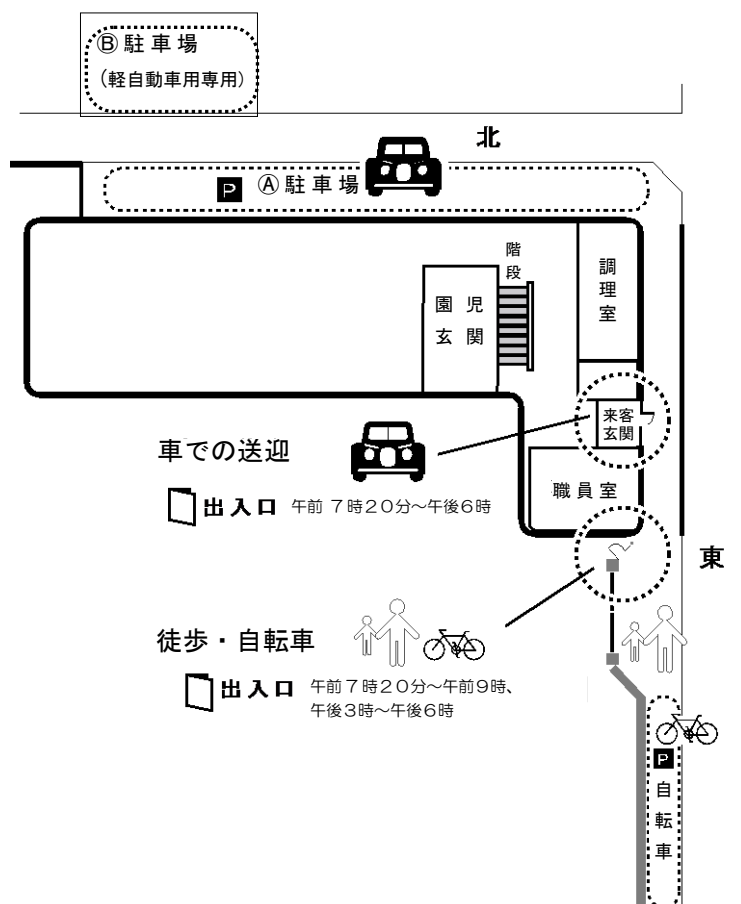


⑤規制

- ・校区内居住の場合は、徒歩や自転車での送迎をお願いします。
- ・園舎東の道路は歩行者専用道路です。

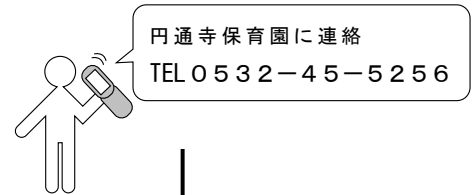


- ・**車での送迎はすみやかに行き、降園時に園庭で子どもが遊ばないようにして下さい。**
- ・**高師小学校敷地内や近隣の道路には駐車しないで下さい。**



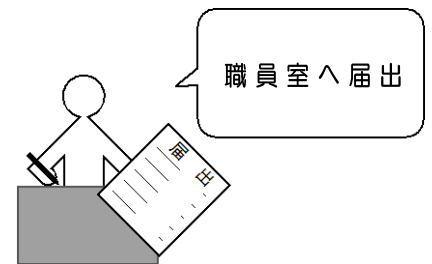
8. 事前の連絡や届出

- ① 午前9時までに連絡
 - ・遅刻、病気やケガ、家庭の都合で欠席する場合
- ② 降園時間に間に合わない場合は、速やかに電話連絡



- ① 保健所・保健センターの健診(4か月、1歳6か月、3歳)の受診予定と結果の届出
 - ・健診の案内と調査票が届いたら、健診の日を担当に連絡
 - ・健診結果

- ② 送迎者の変更の届出
 - ・登録者に変更があった場合

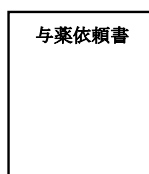


- ③ 長時間保育の届出
 - ・仕事や、やむをえない理由で長時間保育を必要とする場合

- ④ 土曜日保育の申し出
 - ・仕事や、やむをえない理由で保育を必要とする場合

- ⑤ 与薬の依頼の届出
 - ・医師の指示した薬の投与は、法律上、医師、看護師、本人、保護者以外はできません。しかし保護者の都合でやむをえず園に与薬を依頼する場合は、与薬依頼書を届出てください。

※1回分(包装に名前を書いて下さい)の薬 液体は別容器に1回分入れる。



- ⑥ アレルギーの届出
 - ・アレルギーの原因となる食物がある場合、アレルギー専門医の指示書か診断書を届出。
〔年2回(4月と10月)提出して下さい。〕

※栄養価の高い食物の除去は成長を妨げる恐れがあります。医師とよく相談して下さい。

- ⑦ 住所に関する変更

- ⑧ 仕事に関する変更

◎感染症の届出

- ・感染症(学校保健安全法による)にかかったら園に連絡し、治癒してから登園して下さい。
- ・登園は、医師の許可が必要です。

	種類の考え方	疾患名	登園停止期間
第一種	感染症法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱 痘そう ペスト クリミア・コンゴ出血熱 コレラ 重症急性呼吸器症候群 ラッサ熱 急性灰白髄炎 パラチフス 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス マールブルグ病	治癒するまで
第二種	飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあたっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日経過するまで
		結核	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
第三種	学校において流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	(後述)

その他の感染症

疾患	感染性のある期間	注意事項
溶連菌感染症	治療開始後1日まで	適切な抗生剤投与が1日間され、全身状態が良ければ登園可。
ウイルス性肝炎	A型肝炎は発病初期まで	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可。 B型・C型肝炎キャリアは、活動全般で差し支えなし。
手足口病	咽頭は発病後1~2週、便は発病後3~5週	回復後も長期にわたって便中にウイルスが排泄されるが、不顕性感染も多く、感染力はそれほど強いものではない。本人の状態によって登園を判断する。
ヘルパンギーナ		
伝染性紅斑	感染後7~14日	発疹が出た時期にはすでに感染力はほとんどない。本人の状態のよいものは登園可。
マイコプラズマ感染症	無治療では数週間、症状がなくなれば感染力は弱い	診断されない感染者も多いので、症状が改善すれば登園可。
流行性嘔吐下痢症	ロタウイルスで発症後10日、カリシウイルスで発症後14日	急性症状から回復し全身状態が良ければ登園可。
アタマジラミ症	駆除するまで	駆除は必要だが、伝染病を媒介することもなく、登園停止は不要。
伝染性軟属腫(水いぼ)	発疹がある間	登園停止の必要なし。いぼの内容物に直接触れない限りは伝染しない。プールでのビート板などの共用を避ける。多数の皮疹がある場合にはプール活動を避ける。
伝染性膿痂疹(とびひ)	無治療では痂皮にも感染性あり	登園停止の必要なし。適切な治療をすることと、病変部を露出しない配慮。

⑩感染症治癒報告書の届出

- ・治癒して登園後

9. 気象警報発令時（台風等）に関する取り扱い

【発令】

○豊橋市に暴風警報又は暴風雪警報、
特別警報（大雨,暴風,高潮,波浪,暴風雪,大雪等）が発令されたら

- 教育・保育は中止します。
- 登園前であれば、登園させないで下さい。
- 登園後であれば、速やかにお迎えをお願いします。

【解除】

①暴風警報の場合

□午前6時までに解除された時は、通常通り開園

午前6時

解除	>> 午前6時までに解除 >> 通常通りに開園
----	-------------------------

□午前9時までに解除された時は、解除の2時間後に開園

午前6時 午前9時

暴風警報	解除	>> 午前9時までに解除 >> 解除の2時間後に開園
------	----	----------------------------

□午前9時以降に解除された時は、電話連絡網でお知らせします（給食はありません）

午前9時

暴風警報	解除	>> 午前9時以降に解除 >> 電話連絡網でお知らせ
------	----	----------------------------

②特別警報の場合

□解除されても、安全の確認ができない場合は、休園となります。




※ 特別警報の発表基準【気象庁】

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

現象の種類	基 準	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報を特別警報に位置づける)	
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づける)	

10. 地震に関する取り扱い

○気象庁が危険度に応じて3段階の地震情報の発表をします。

	 東海地震に関する調査情報	 東海地震注意情報	 東海地震予知情報
内 容	異常データが現れているが、もうしばらく様子を見て判断する	地震発生の可能性が高い	地震が発生する 「警戒宣言」発令
対 応	報道を注意して聞く	<u>保育園は休み</u> <u>園児の引渡し</u>	<u>保育園は休み</u> <u>園児の引渡し</u>

11. 電話連絡網

○保育園からの緊急なお知らせ

- 各学年ごとに電話連絡網を作成しますので、電話番号の登録をして下さい。
- 保育園→保護者→保護者→保護者→保育園
- 連絡網の最後の保護者は保育園に電話して下さい。
- 次の保護者に電話が繋がらない場合は、保育園に連絡した後、その次の保護者に連絡をして下さい。
(電話番号の登録は任意です。)

1 2. 保護者と情報を共有

①子育てカルテ

- ・子どもの心と体の発達をしっかり記録します。

②連絡帳

- ・白組(0、1歳児)対象で毎日

③園だより(元気ッズニュース)、クラスだより

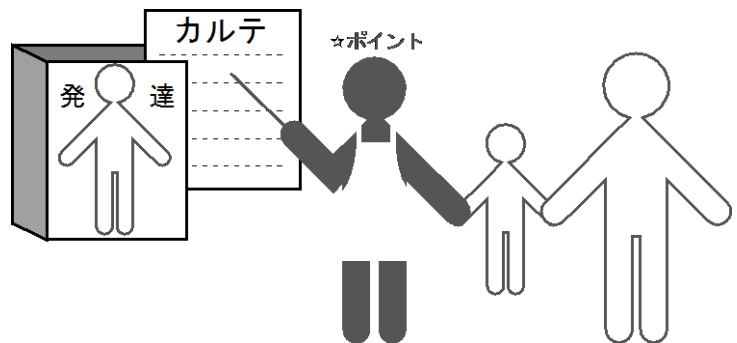
- ・毎月配布

④給食の献立

- ・毎月配布

⑤ホームページ

- ・ekodomo.net 毎日ブログを更新



※個人情報、適切に保管して、秘密保持に細心の注意を払っています。

1 3. 費用の負担

①保育料

- ・豊橋市の定める保育料を保育園に支払います。※2か月滞納された場合は退園となります。

②主食代

- ・1、2号認定(4月1日現在)は月額740円

② 給食費

- ・1号認定(4月1日現在)は月額5,070円がかかります。

④絵本代

- ・毎月絵本を購入し、教育・保育の一環として利用します。(月額400円前後)

⑤父母の会費

- ・保護者は父母の会の会員となり、年会費は3,000円です。ただし父母の会総会で会費が変更することがあります。

※①②③④は、蒲郡信用金庫の指定口座より毎月25日の引き落としとなります。

1 4. 変更事項

① 住所

② 氏名

③ 家族構成

④ 勤務先

⑤ 就労時間

等、変更事項がありましたら速やかに申し出て下さい。

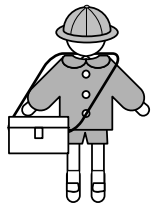
尚、教育・保育認定の変更が必要な場合は、前月の15日までに書類の提出をお願いします。

1 5. 退園

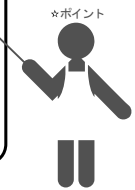
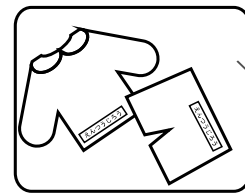
① 手続き

- ・退園予定の前月15日までに申し出て下さい。

16. 着用するもの、用意するもの





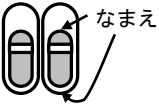



※子どもの名前をひらがなでフルネームを書いて下さい。
 ※園服、帽子等にワッペンをつけたり、ボタンを替えたりしないで下さい。

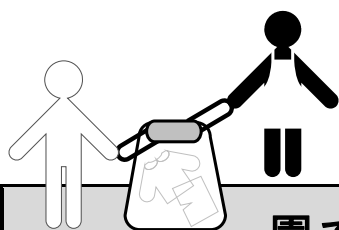


◎は必ず、○は必要に応じて着用、用意して下さい。

	着用するもの	見本	説明	白組 (0,1歳児)	桃組 (2歳児)	赤組 (年少児)	黄組 (年中児)	青組 (年長児)
1	通園帽子 (園帽子)		登降園にかぶる	◎ (1歳児のみ)	◎	◎	◎	◎
2	カラー帽子 (園帽子)		戸外で遊ぶ時にかぶる	◎	◎	◎	◎	◎
3	通園かばん (園かばん)		キーホルダーやお守り等はつけない	◎	◎	◎	◎	◎
4	スモック (園服上)		入園式や卒園式 などでも着用	◎ (1歳児のみ)	◎	◎	◎	◎
5	長袖トレーナー (園服上)		季節に合ったものを着用	◎ (1歳児のみ)	◎	◎	◎	◎
6	長袖シャツ (園服上)							
7	半袖シャツ (園服上)							
8	タンクトップ (園服上)							
9	長ズボン (園服下)		どちらか着用	◎ (1歳児のみ)	◎	◎	◎	◎
10	半ズボン (園服下)							
11	靴下		通気性がよいもの (タイツは不可)	◎	◎	◎	◎	◎
12	運動靴		サイズに合ったもの 靴底が厚くない動きやすいもの	◎	◎	◎	◎	◎

	用意するもの	見本	説明	白組 (0,1歳児)	桃組 (2歳児)	赤組 (年少児)	黄組 (年中児)	青組 (年長児)
1	出席帳			◎	◎	◎	◎	◎
2	手ふきタオル		毎日取り替える	◎	◎	◎	◎	◎
3	うがい用の コップ		桃組（2歳児）は必要になりましたら、担任からお知らせします	/	◎	◎	◎	◎
4	うがい用の コップの袋				◎	◎	◎	◎
5	歯ブラシ			/	/	◎	◎	◎
6	エプロン		ハンドタオル 30cm×30cm 又は、フェイスタオル 30cm ×80cm を二つに折って平 ゴムを通して作る	◎ 2 予備 1枚	◎ 1	/	/	/
7	口ふきタオル		タオル生地の手ハンカチ 20cm×20cm	◎	◎	/	/	/
8	ハンカチ		ズボンのポケットに入れる	/	◎	◎	◎	◎
9	水筒		必要に応じて ふたがコップ式、直飲不可 肩掛け式のもの 暑い時期は、毎日用意	/	◎	◎	◎	◎
10	ふとん一式 タオルケット		・かけ布団 ・しき布団 ・タオルケット ・キルトパット（白組） 季節に応じてご用意下さい	◎	◎	◎ 4月～8月	◎ 6月～8月	◎ 6月～8月
11	お昼寝タオル		お昼寝中は、毎日通園かば んに入れて持たせて下さ い (頭に敷きます)	/	/	◎	◎	◎
12	ふとんの袋		月曜日に10（ふとん一 式）を入れて持ってくる 金曜日に10（ふとん一 式）を入れて持ち帰る	○	○	○	○	○
13	上靴		靴の底に色のないもの (絵のついていない白いバ レーシューズ)	◎ 1歳児のみ 10月頃からは	◎	◎	◎	◎
14	上靴の袋			/	◎	◎	◎	◎

	用意するもの	見本	説明	白組 (0,1歳児)	桃組 (2歳児)	赤組 (年少児)	黄組 (年中児)	青組 (年長児)
15	園で預かる衣類		子どもが汚した場合に必要。使った数だけ『園で預かる衣類』に常に補充する	◎	◎	◎		
16	園で預かる衣類を入れる布袋		布の巾着の袋（キルティングは不可） 40cm×45cm	◎	◎	◎		
17	持ち帰り用の布袋		布の巾着の袋（キルティングは不可） 40cm×45cm	◎	◎			



園で預かる衣類

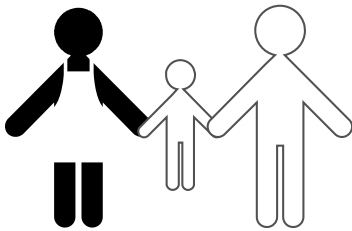
※ 枚数以上に必要な時は、担任からお知らせします。

		白組 (0,1歳児)	桃組 (2歳児)	赤組 (年少児)
1		<ul style="list-style-type: none"> ・上着(2)私服可 ・ズボン(2)私服可 ・肌着(2) ・靴下(1) ・エプロン(1) ・ビニール袋(5)汚れもの入れ ・汚れ物を入れる巾着袋 	<ul style="list-style-type: none"> ・園服上(1) ・園服下(1) ・私服ズボン(2) ・肌着(2) ・オムツ(6)かパンツ(3) ・靴下(1) ・ビニール袋(5)汚れもの入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・園服上(1) ・園服下(1) ・私服ズボン(1) ・肌着(2) ・パンツ(2)かオムツ(5) ・靴下(1) ・ビニール袋(3)汚れもの入れ
2		オムツ使用中 ・オムツ(8)※ 	パンツ トレーニング中 ・オムツ(3) ・パンツ(3) ・私服ズボン(3) 	

※ 《紙オムツの名前の書き方》

後ろ側（おしり側）にはっきりわかるように名前を書いてください。

17. ご意見・ご要望・苦情などの解決のために



認定こども園（特定教育・保育施設）の経営者は、保護者などからの苦情に対し、適切な解決に努めることが義務付けられています。本法人ではその主旨に沿った体制を次の通り準備しましたので、気軽に、遠慮なくご利用ください。なお、ご相談により不利益をこうむることは一切ありません。

解決の体制

① 苦情受付担当者 認定こども園 円通寺保育園 主幹保育教諭

・ 気軽に、遠慮なくご相談ください。

② 苦情解決責任者 社会福祉法人清山会 認定こども園 円通寺保育園 園長

・ 気軽に、遠慮なくご相談ください。

③ 第三者委員

・ 直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員会へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等ができます。連絡先は園内掲示板に表示しています。